

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により大規模小売店舗の届出事項の変更の届出があったので、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり告示する。

府中町長 寺 尾 光 司

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

（1）名 称 サンリブ府中

（2）所在地 広島県安芸郡府中町大須94番1

2 変更した事項

大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

3 変更年月日

令和9年3月22日

4 届出年月日

令和8年7月21日

5 届出書の縦覧場所

広島県安芸郡府中町大通三丁目5番1号

府中町町民生活部自治振興課

6 届出書の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯

（1）縦覧期間

令和8年7月22日から令和8年11月24日まで

ただし、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。

（2）縦覧のできる時間帯

午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで

7 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第8条第2項の規定に基づき、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この告示の日から4月以内に限り、府中町に対し意見書の提出により、これを述べるができる。

8 意見書の提出期限及び提出先

（1）提出期限 令和8年11月24日

（2）提出先

〒735-8686

広島県安芸郡府中町大通三丁目5番1号

府中町町民生活部自治振興課